

(R5. 5. 19)

島根県土木総務課建設産業対策室 高橋・奥村
TEL:0852-22-6429 FAX:0852-22-5782

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
青木あすなろ建設(株) 大臣 第2843号	辻井 靖	東京都千代田区神田美 土代町1番地	令和5年5月20日から 令和5年7月19日まで (2ヵ月)

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3. 事実概要

青木あすなろ建設(株)は、発注者から直接請け負った岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、変更契約を行う際、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を締結した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和5年3月17日に国土交通省関東地方整備局長から営業停止命令を受けた。

4. 指名停止措置理由等

青木あすなろ建設(株)が、国土交通省関東地方整備局長から監督処分を受けたことは、「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」別表第2第8号に該当する。

なお、指名停止措置の期間は2ヵ月とする。

〈指名停止措置要綱 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 8 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）	1ヵ月以上9ヵ月以内